

# IR推進会議取りまとめ（概要）

## ～「観光先進国」の実現に向けて～

平成29年 8月

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局

### ■目次

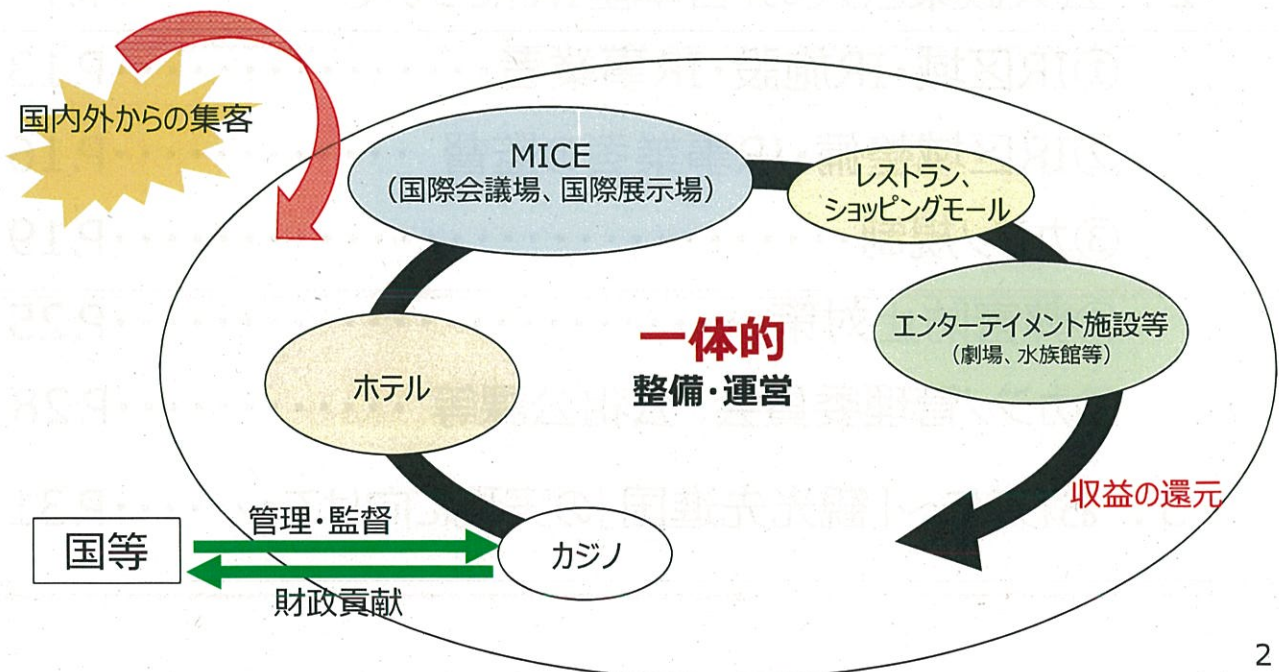
1. IR (Integrated Resort)/諸外国のIRとは……P. 1
2. 公共政策としての「日本型IR」について ……P.7
  - ①IR区域・IR施設・IR事業者……P.13
  - ②IR区域整備・IR事業者の監督 ……P.16
  - ③カジノ規制……P.19
  - ④弊害防止対策 ……P.25
  - ⑤カジノ管理委員会、公租公課等 ……P.28
3. おわりに～「観光先進国」の実現に向けて～……P.31

# 1. IR (Integrated Resort)/諸外国のIRとは

1

## IR (統合型リゾート: Integrated Resort) とは何か

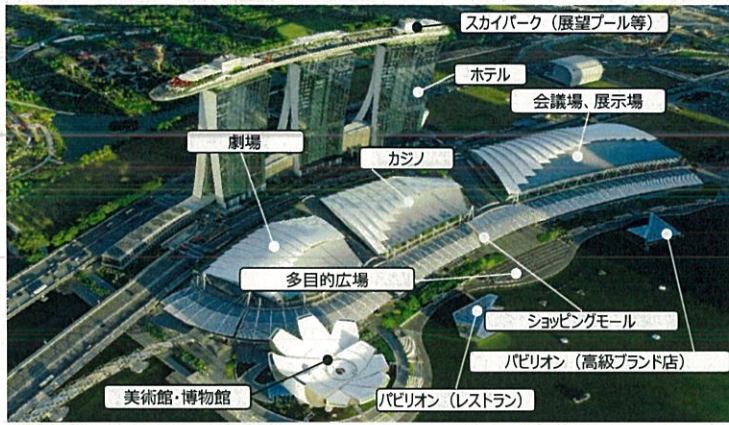
- 「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」が一体となっている施設群
- カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保
- 民間事業者の投資による
  - ・集客及び収益を通じた観光地域振興
  - ・新たな財政への貢献



2

## (参考) シンガポールのIRの例

### マリーナ・ベイ・サンズ



### リゾート・ワールド・セントーサ



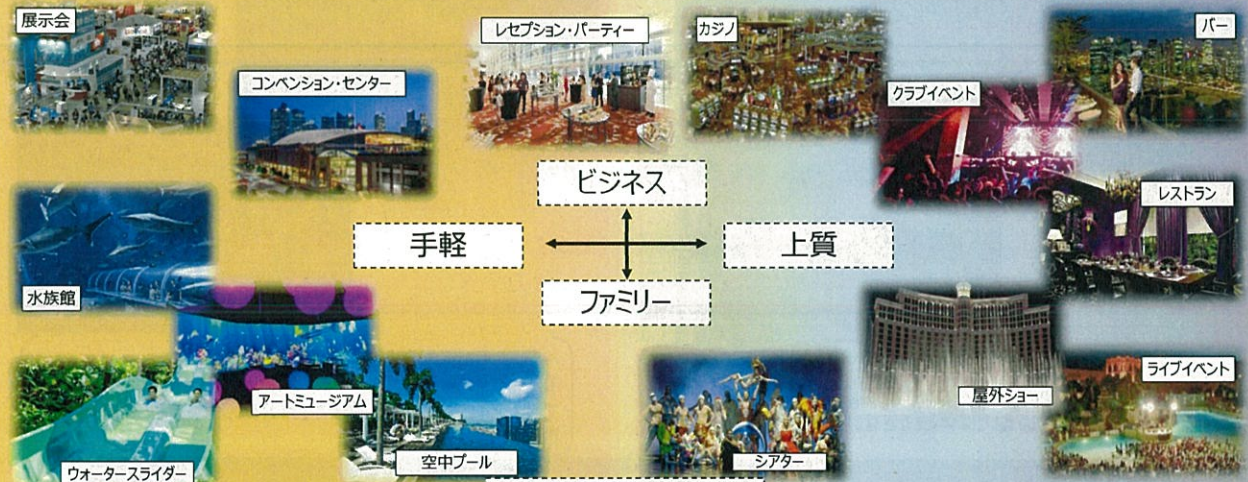
3

## 諸外国におけるIRのコンテンツの例 (民間の自由な発想を活かした多様なコンテンツ)

諸外国のIRでは、民間ならではの自由な発想によりカジノ収益を活用して、**昼夜を問わず、ビジネスからファミリーまで、上質なものと手軽なものまで、幅広いコンテンツ**が提供されている。

昼

夜



さらに日本型IRでは

- IRで様々な日本の魅力を体験し、思い立ったら、すぐに、気軽に、日本各地へ。
- これらを通じ、日本各地における **新たな観光ビジネスのモデルの確立**を目指す

写真提供: 岐阜県白川村役場

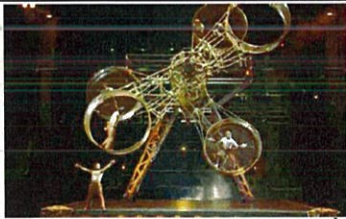


4

## 諸外国のIRの現状①

### (魅力的なコンテンツの提供)

民間事業者の資金・自由な発想で国際的・魅力的なコンテンツ、また、家族も一緒に楽しめるコンテンツを提供しており、例えば、世界最先端のショービジネスや、一流のアーティストのコンサート、世界最高峰のスポーツイベント等がIRの施設内で開催され、国内外からの観光客を惹きつけている。



MGM Grandで公演されている「KA」



Mandalay Bayで公演されている「Michael Jackson ONE」



Bellagioで公演されている「O」



リゾート・ワールド・セントーサのイルカと遊べる水族館



リゾート・ワールド・セントーサの水槽に潜れる水族館



リゾート・ワールド・セントーサのウォーター・スライダー



マンダレイ・ベイのイベントセンターを活用したライブ



ニューヨーク・ニューヨーク/MGM Grandに近接して整備されているT-mobile Arena

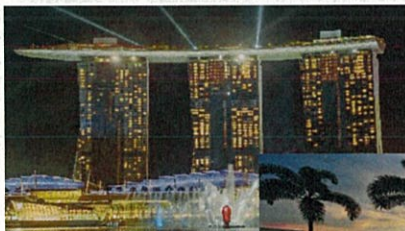


T-mobile Arenaで行われているボクシング5

## 諸外国のIRの現状②

### (型破りで、印象的な建築物・空間の創出)

IRの施設自体が個性的・魅力的な建造物・空間となっており、これらを通じて、非日常的・印象的な空間の創出・提供をすることにより、施設自体が観光の目的地になる等多くの人を惹きつけている。



マリーナベイサンズでは、地上200mに、3棟のホテルをつなぐようにしてスカイパーク（プール）が整備され、他では体験できない空間を創造



ベラジオの前の噴水では、有名なハリウッド映画のワンシーンに使われたり、プロジェクションマッピングに合わせて歌舞伎が行われたりするなど魅力的な空間を演出



(シーザーズ・パレス及びその周辺)

## 2. 公共政策としての「日本型IR」について

7

### 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）概要

#### 第一 目的

特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、これを総合的かつ集中的に行う。

#### 第二 定義

「特定複合観光施設」…カジノ施設※、会議場施設、宿泊施設等が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするもの

※ 許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置及び運営がされるものに限る。

「特定複合観光施設区域」…特定複合観光施設を設置することができる区域として、地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域

#### 第三 基本理念

地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本とする。

#### 第四 国の責務

基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。

#### 第五 法制上の措置等

政府は、第六から第八までにに基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。必要な法制上の措置については、法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

#### 第十 見直し

この法律の規定及び第五に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする。

#### 第六 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等
  2. 観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興
  3. 地方公共団体の構想の尊重
  4. カジノ施設関係者に対する規制
  5. カジノ施設の設置及び運営に関する規制
- ・カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点からの措置（ギャンブル依存症等の悪影響防止措置等）
- ・外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点からのカジノ施設に入場することができる者の範囲の設定等の措置

#### 第七 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

カジノ管理委員会は、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。

#### 第八 納付金等

1. 国及び地方公共団体は、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。
2. 国及び地方公共団体は、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。

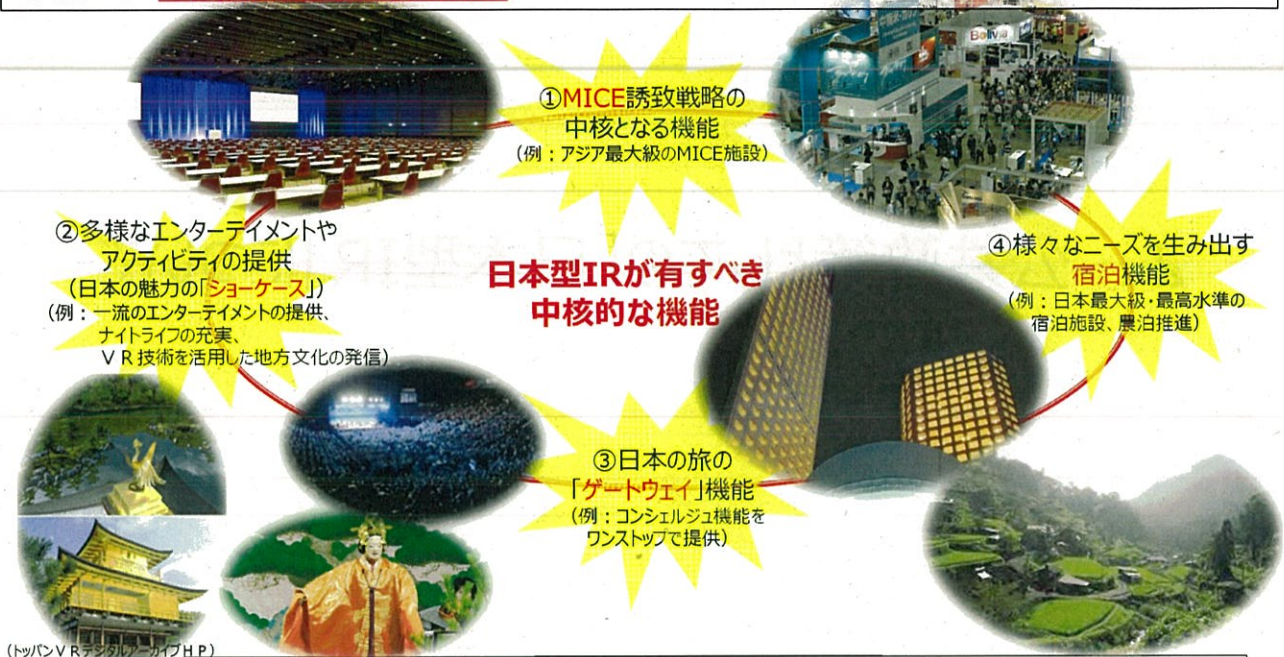
#### 第九 特定複合観光施設区域整備推進本部

1. 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、本部は、必要な法律案及び政令案の立案等を行う。
2. 本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長は内閣総理大臣をもって充てる。
3. 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する重要事項を調査審議するため、有識者で組織する特定複合観光施設区域整備推進会議を本部に置く。
4. 本部に事務局を置き、事務局に事務局長のほか所要の職員を置く。

8

## 公共政策としての「日本型IR」とは

「特定複合観光施設」を一体として構成すべき中核施設を以下の機能を有するものと整理。これらの機能を有する施設は、それぞれ我が国を代表する施設として **IR区域内にカジノ収益を活用し整備され、国際競争力の高い滞在型観光の実現**を目指す。これによって、**2030年に、訪日外国人旅行者数について6,000万人、旅行消費額について15兆円**を目指す等の**公共政策の実現を強力に後押し**する。



上記の中核施設の具体的な内容及びその他の施設の種類・コンテンツについては、**民間事業者の資金・自由な発想**を活かし、より魅力的、かつ、高い経済効果を有する施設の整備・運営を実現

9

## 公共政策としての「日本型IR」に係る根本原則等について

### 【我が国におけるIR導入に関する根本原則】

我が国におけるIRの導入は、単なるカジノ解禁ではなく、また、IR事業を認めるだけのものではなく、**世界の人々を惹きつけるような我が国の魅力を高め、大人も子供も楽しめる新たな観光資源を創造するもの**でなければならない。

### <制度設計の柱>

#### 1. 世界初のIR法制度：

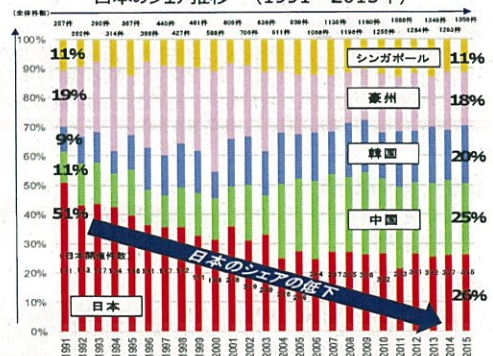
「観光先進国」にふさわしい集客施設と収益面の原動力となるカジノ施設を法制度上一体化  
アジア・大洋州主要国の国際会議開催件数に対する日本のシェア推移 (1991～2015年)

#### 2. 魅力ある「日本型IR」：

民間事業者ならではの創意工夫を活かし、

- ① 世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立
- ② 滞在型観光モデルの確立
- ③ 世界に向けた日本の魅力発信

等により、「観光先進国」としての日本を実現



#### 3. 諸外国と比較して遜色ない世界最高水準のカジノ規制

諸外国と比較しても遜色なく、かつ、諸外国に例のない規制（きめ細やかな入場回数制限等）も盛り込んだ世界最高水準の規制

10

## 公共政策としてのIRとは

### (諸外国におけるIR ; Not a Casino, but an IR)

IRを公共政策として位置付けるコンセプトは、シンガポールにおいて2005年に登場し、国際的な都市間競争から取り残されるとの危機感を抱き、観光都市として生き残るための観光資源への再投資策として、IRは導入された。なお、カジノの運営は世界127カ国・地域で認められている。

#### 【リー・シェンロン首相演説】

##### <IR導入の目的>

- 「(観光に係る)マーケットシェアは低下してきている(アジア太平洋地域におけるシェアが、1998年の8%から2002年には6%へと低下している)。また、旅行者のシンガポールでの滞在時間が減ってきている(1991年には平均4日滞在していたが、今では3日になっている)。一方、香港には約4日、ロンドンには約5日、ニューヨークにはほぼ1週間滞在している。」「私たちは旅行者の目的地としても魅力を失ってきている。私たちは大勢の人々を魅了する観光資源に関するプロジェクトへの投資を行ってこなかった。そのため、旅行者の目を引く資源が少なすぎるのだ。」
- 「世界中の都市が再開発を行っている。」「私たちが検討すべき問題は、シンガポールがこの新しい世界の一員となるか、無視され、取り残されるかということだ。」「私たちは、世界中の才能ある人々を魅了する、生き生きとして活気に満ち、そこで仕事をし生活したいと思わせる、世界的な都市であろうと模索している。」

##### <IRのコンセプト ; Not a Casino, but an IR>

- 「私たちはカジノの導入について検討しているのではなく、IR、統合型リゾートの導入について検討しているのだ。」
- 「IRは、レジャーやエンターテインメント、ビジネスの場と呼ぶべきものだ。」
- 「IRには、ホテル、レストラン、ショッピング、コンベンション施設、劇場、美術館、テーマパークといった、ありとあらゆる施設が立地している。IRは毎年大勢の人々を魅了しており、その大多数はギャンブルをするためにIRに来ているのではない。リゾートを楽しむ旅行者であり、展示会や会議に参加する経営者やビジネスマンたちなのだ。」
- 「小規模ではあるが重要な施設として、ゲーミングを提供する場が設けられており、プロジェクト全体の経済的継続性を支えているのだ。」

(出典) 2005年4月18日の国会におけるリー・シェンロン首相演説を基に事務局において作成。11

## IRの開業前後で見られるシンガポールにおける変化 (公共政策として効果の発現)

- シンガポールでは、国際観光地としての魅力を取り戻すため、2005年にリー・シェンロン首相は、国策としてカジノを含むIRを誘致することを決断し、IRの中にMICE施設等の施設に加え、アイコンックな宿泊施設、エンターテインメント施設等魅力的な施設の整備を行ったこと等により、様々な指標に変化が見られる。
- IR開業(2010年)前後の5年間で、具体的には以下のような増加が見られるなど公共政策として効果が発現。
  - ・国際会議開催件数は23%増加していることに加え、外国人旅行消費額も86%増加
  - ・宿泊施設については、客室供給総数は30%増加する中で、稼働率は13%増加し、客室単価(富裕層向け)も36%(46%)増加

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	対2009年比
外国人旅行者数	968万人	1,164万人	1,317万人	1,450万人	1,557万人	1,510万人	156%
外国人旅行消費額※2	1.00兆円	1.49兆円	1.75兆円	1.82兆円	1.85兆円	1.86兆円	186%
外国人旅行消費額※2 (エンタメ関連)	158億円	3,160億円	4,245億円	4,127億円	4,308億円	4,586億円	2,897%
国際会議開催件数※1	689件	725件	919件	952件	994件	850件	123%
BTMICE 目的訪問人数 ※3	261万人	338万人	356万人	406万人	405万人	377万人	144%
ホテル客室 (総数)	1,134万室	1,162万室	1,267万室	1,275万室	1,339万室	1,470万室	130%
ホテル稼働率	75.8%	85.2%	86.0%	86.5%	86.3%	85.5%	113%
ホテル客室単価※2 (Luxury)	14,950円 (24,909円)	17,181円 (27,992円)	19,491円 (31,469円)	20,635円 (34,016円)	20,351円 (34,371円)	20,351円 (36,413円)	136% (146%)

※「Annual Report Tourism Statistics」を基に事務局において作成 ※1：(出典)日本政府観光局(JNTO)国際会議統計2015(UIA国際会議統計より)  
 ※2：「1\$ = 78.75円」で計算 ※3：「Annual Report Tourism Statistics」の訪星外国人旅行者数及び目的別訪問率を基に算出

## ① 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容；IR区域・IR施設・IR事業者

### <IRに係る制度設計に関する基本的枠組み>

#### (IR施設)

- ① 民間事業者の資金・自由な発想で設置・運営
- ② IRの中核施設を「MICE施設」「宿泊施設」「魅力発信施設」「送客施設」と定義
- ③ 各施設が国際競争力を有し、我が国を代表するものであることを要件化
- ④ カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保

#### (IR区域・IR事業者等)

- ① 1つのIR区域に1つのIR施設（カジノ施設は1つ）を1つのIR事業者が設置・運営  
(P.14参照)
- ② IR事業者は、カジノ事業を含めたIR事業全体を所有・経営・運営する一体性が確保された事業形態が原則。一方、カジノ管理委員会の免許等を条件に、土地・施設の所有権等が分離する事業形態及びカジノ事業以外のIR事業の運営委託を伴う事業形態も可能  
(P.14、P.22、P.23参照)

#### (IR区域の認定)

- ① 都道府県又は政令市がIR事業者を公募・選定後、区域整備計画と併せて、区域認定を申請し、主務大臣（国土交通大臣）が認定
- ② 当初のIR区域数の上限は、推進法の提案者の答弁等を踏まえ検討 (P.15参照)

13

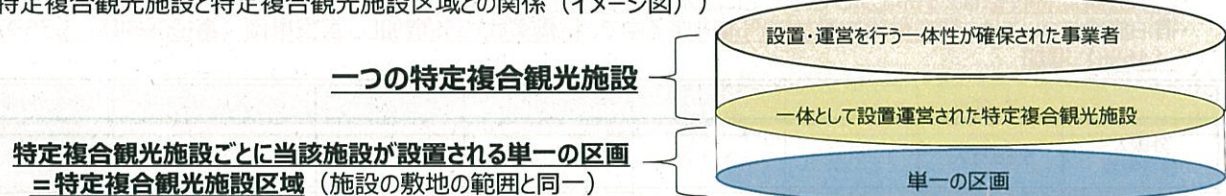
## ① 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容；IR区域・IR施設・IR事業者

### <IRに係る制度設計に関する基本的枠組み>

#### (IR区域・IR事業者等)

- ① 1つのIR区域に1つのIR施設（カジノ施設は1つ）を1つのIR事業者が設置・運営

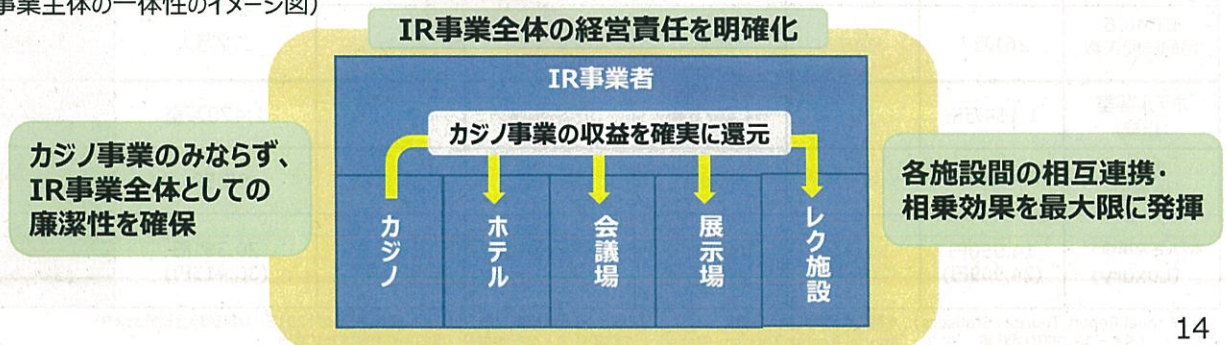
(特定複合観光施設と特定複合観光施設区域との関係（イメージ図）)



#### (IR区域・IR事業者等)

- ② IR事業者は、カジノ事業を含めたIR事業全体を所有・経営・運営する一体性が確保された事業形態が原則。一方、カジノ管理委員会の免許等を条件に、土地・施設の所有権等が分離する事業形態及びカジノ事業以外のIR事業の運営委託を伴う事業形態も可能

(事業主体の一体性のイメージ図)



14